

人権に関する県民意識調査の実施について

調査目的

1. 県民の人権についての意識を把握して、今後の人権施策を推進していくための基礎資料とする
2. 調査結果をこれまでの調査と比較して、県民の意識の変化を把握する
3. 調査票の設問や用語解説を通して、調査対象者の人権への関心や理解を深める

調査の根拠

- 人権尊重の社会づくり条例第5条
知事は人権施策の基本方針を定める
- 人権施策基本方針
県は5年ごとに人権に関する県民意識調査を実施する

調査する人権課題

1. 人権全般
2. 同和問題 (部落差別の有無)
3. 女性
4. 子ども
5. 高齢者
6. 障害者
7. エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病元患者、新型コロナウイルス感染者
8. 外国人
9. 犯罪被害者等
10. インターネットによる人権侵害
11. 災害と人権
12. 性的指向・性自認
※下線はR4に新たに調査した人権課題

これまでの調査

	S56調査	H1調査	H14調査	H24調査	H29調査	R4調査
人権課題	同和問題	同和問題	人権全般	人権全般	人権全般	人権全般
サンプル数	5,000人	5,000人	5,000人	3,000人	3,000人	3,000人
有効回収率	56.7%	58.3%	49.9%	45.0%	53.5%	44.4%

- ・H14とH24の調査は、20歳以上の県民を対象（選挙人名簿から抽出）
- ・H29の調査から、18歳以上の県民を対象（選挙人名簿から抽出）
- ・H24の調査から、サンプル数を5,000人から3,000人に変更（3,000人を対象にしている都道府県が多い）

R4調査の主な特徴(全43問)

1. 県民意識の経年変化を把握するため、前回調査と同じ設問が原則
2. 現時点での人権課題も調査するため、次の設問を追加
 - ・部落差別の有無
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷等
 - ・人権施策基本方針の第2次改定版(R1～R5)で、新たに県民に身近な人権課題とした「性的指向・性自認」
3. 調査票の性別選択肢を「男・女」から「男・女・どちらでもない・答えたくない」に変更

R4調査の経緯

- R3.10 人権施策推進委員会（調査実施の報告）
- R3.11 人権尊重の社会づくり協議会（設問内容の協議）
- R4.7～8 調査の実施
- R5.3 議会に報告、公表